

地域医療支援病院業務報告書

令和7年10月5日

群馬県知事 あて

開設者 〒374-8533 群馬県館林市成島町 262-1
邑楽館林医療企業団 公立館林厚生病院
企業長 新井 昌史
電話番号 0276-72-3140

医療法第12条の2の規定により、年度の業務に関して下記のとおり報告します。

記

1 病院の開設者の住所及び氏名

住所	〒374-8533 群馬県館林市成島地 262-1
氏名	邑楽館林医療企業団

注 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記載すること。

2 病院の名称

邑楽館林医療企業団 公立館林厚生病院

3 病院の所在地

〒374-8533 群馬県館林市成島町 262-1 電話 (0276) 72-3140
--

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	6床	床	床	323床	329床

5 病院の施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 除細動器・心電計・呼吸循環監視装置・ 病床数 6 床
化学検査室	主な設備) 生化学自動分析装置・血液ガス分析装置・多項目自動血球 分析装置・免疫発光測定装置
細菌検査室	(主な設備) 全自動細菌検査システム・安全キャビネット・顕微鏡・ 遺伝子解析装置 (PCR 検査装置)
病理検査室	(主な設備) 病理標本封入装置・顕微鏡・自動染色装置
病理解剖室	(主な設備) 解剖台
研 究 室	(主な設備) PC・オーダーリングシステム
講 義 室	室数 3 室 収容定員 121 人
図 書 室	室数 1 室 蔵書数 34,810 冊程度
救急用又は患者 搬送用自動車	(主な設備) 酸素ボンベ 保有台数 1 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 44,570 m ²

注 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記載すること。

(その2) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院 紹介率	72.3%	算定 期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
地域医療支援病院 逆紹介率	83.1%		
算出 根拠	A：紹介患者の数（開設者とは直接関係のない他の病院又は診療所から紹介状により紹介された数。初診の患者に限る。）		6,453人
	B：初診患者の数		8,915人
	C：逆紹介患者の数（開設者と直接関係のある他の病院又は診療所に紹介した患者を除く。）		7,415人

- 注 1) 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記載すること。
- 2) 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記載すること。
- 3) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査及び治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
HCU	228.23 m ²	病床6床 (主な設備) 除細動器・心電計・呼吸循環監視装置・救急蘇生装置	可
救急センター	429.12 m ²	(主な設備) 患者監視装置・心電計・救急情報伝送システム・移動用X線撮影装置	可
薬局	401.91 m ²	(主な設備) 自動散薬分包機・クリーンベンチ・蒸留水製造装置・注射薬自動払出システム	可
検査室	548.62 m ²	(主な設備) 生化学検査装置・心電図他	可
中央放射線室	1,043.42 m ²	(主な設備) MR・CT・AG・一般X線撮影装置・X線TV装置	可

4 備考

救急告示医療機関認定病院（有効期間：令和5年2月1日から令和8年1月31日）
--

注 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき群馬県知事の救急病院の認定を受けている病院又は救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	4,101人 (1,806人)
上記以外の救急患者の数	3,225人 (1,008人)
合計	7,326人 (2,814人)

注 1) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記載すること。
2) 括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

(その4) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

1 前年度の共同利用の実績

①	前年度において共同利用を行った医療機関の延べ数:	93 件
②	①のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数:	93 件
③	共同利用に係る病床の病床利用率:	0%

注 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率等を明記すること。

2 共同利用の範囲等

①	共同利用を行った建物、設備、器械又は器具の名称: CT・MRI・脳波・デンタルCT・マンモグラフィ・レントゲン(胸部のみ) RI・骨密度・心エコー
②	開放病床: 5 床

注 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

ア 共同利用に関する規定の有無 有 無 ※別紙2

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名: XXXXXXXXXX
職種: 看護師

注 共同利用に関する規定がある場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
※別紙3				

注 当該病院と同一の二次医療圏に所在する医療機関のみ記載すること。

常時共同利用可能な病床数	5 床
--------------	-----

(その5) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

① 医学又は医療に関する講演会（学術講演会）：	回
② 地域の医師等を含めた症例検討会：	2回
③ その他の研修会：	18回

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	20回
(2) (1) の合計研修者数	1,434人

注 1) 研修は、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものであること。
 2) (2) には、前年度の研修者の実数を記載すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 有 無
 イ 研修委員会設置の有無 有 無
 ウ 研修指導者

修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験年数	特 記 事 項
※別紙 4				年	
				年	
				年	
				年	

注 研修指導者のうち、教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施 設 名	床 面 積	設 備 概 要
会議室	129.23 m ²	(主な設備) 机・椅子・PC・プロジェクター等
講堂	187.47 m ²	(主な設備) 放送設備・机・椅子・PC プロジェクター
図書室	77.86 m ²	(主な設備) PC・複合複写機 司書アシスタント医中誌
研修医室	66.01 m ²	(主な設備) 机・椅子

(その6) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	院長 [REDACTED]
管理担当者氏名	事務部長兼医事課長 [REDACTED]

記録の種類		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状及び退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		医事課	カルテ 電子カルテ IDによる一元番号法
病院の 管理及び 運営に 関する 諸記録	共同利用の実績	地域連携室	
	救急医療の提供の実績	医事課	
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	地域連携室	
	閲覧実績	医事課	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域連携室	

注1) 「保管場所」欄には、当該記録を保管する部署名を記載すること。

2) 「診療に関する諸記録」については、個々の記録について記載する必要はなく、諸記録の分類方法及び全体としての管理方法の概略を記載すること。

(その7) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	院長 [REDACTED]
閲覧担当者氏名	事務部長兼医事課長 [REDACTED]
閲覧の求めに応じる場所	相談室
閲覧の手続の概要 ※別紙5	

前年度の総閲覧件数		20 件
閲覧者別	医師	件
	歯科医師	件
	地方公共団体	件
	その他	件

注 閲覧件数については、前年度の延べ件数を記載すること。

(その8) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	2回	
委員会における議論の概要		
<p>① 地域医療支援病院運営委員会（上半期） 開催日時：令和6年6月13日（木） 開催場所：公立館林厚生病院 協議事項：1. 紹介患者の実績に関する事 2. 共同利用の実績に関する事 3. 救急医療の提供に関する事 4. 地域の医療従事者に対する研修の実績に関する事 5. 診療録の管理に関する事 6. 診療録の閲覧に関する事 7. 患者に対する相談体制にかんすること</p> <p>② 地域医療視線病院運営委員会（下半期） 開催日時：令和6年11月14日（木） 開催場所：公立館林厚生病院 協議事項については、上半期と同様。</p>		

注 委員会の開催回数及び委員会における議論の概要（開催日、開催場所、協議事項、報告事項等）については、前年度のものを記載すること。

(その9) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	地域連携室(看護師) : ██████████ ██████████ (社会福祉士) : ██████████ ██████████
患者相談件数	11,283件
患者相談の概要	
<p>① 相談の種類</p> <ul style="list-style-type: none">・療養場所(在宅療養コーディネート、入院受入れ、転院、施設入所等)・社会的問題(福祉制度、医療・生活費、住居、家族関係等)・受診(受診方法・予約、検査予約、受診調整等)・療養上の問題(症状・後遺症、食事・栄養、医療者との関係等)・精神的問題(不安・抑うつ、受容、自己決定など)・院内、院外との連携(情報収集、情報提供、問い合わせ等)・その他(要望、苦情、予診票) <p>② 相談に基づき講じた対策等</p> <ul style="list-style-type: none">・相談に対して→基本的に傾聴、助言、紹介、調整、案内を行っている。・入院患者サポート体制について→入院一週間以内の患者を対象に、連携室の担当が病棟とカンファレンス	

注 1) 患者相談件数については、前年度の延べ件数を記載すること。

2) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が特定されないよう配慮すること。

(その10) その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価の有無	有
・ 評価を行った機関名、評価を受けた時期 公益財団法人 日本医療機能評価機構 令和5年2月21日、22日 受審 認定機関 2023年7月6日～2028年7月5日	

注 病院の機能に関する第三者による評価は、公益財団法人日本医療機能評価機構等によるものであること。

2 果たしている役割に関する情報発信

果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・ 情報発信の方法、内容等の概要	

3 退院調整部門

退院調整部門の有無	有・無
・ 退院調整部門の概要	

4 地域連携を促進するための取組み

地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・ 策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 ・ 地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み	

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	准看護師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	助産師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	助産師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	診療放射線技師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	診療放射線技師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	診療放射線技師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	診療放射線技師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	診療放射線技師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	診療放射線技師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	診療放射線技師		常勤・非専従	8:30～17:15	

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
	臨床検査技師		常勤・非専従	8:30～17:15	
	臨床検査技師		常勤・非専従	8:30～17:15	

公立館林厚生病院 地域医療支援共同診療運営要項

(目的)

第1条 本要項は、公立館林厚生病院（以下「当院」という。）と、地域の医師との共同診療の運営にかかる事項を定める。

(共同診療)

第2条 当院は、地域の中核病院として急性期を中心とした医療を担うとともに、地域

医療の向上に資するため、医療機器の共同利用と、共同診療病床として「5床」を設置する。

(登録医)

第3条 共同診療を利用する医師又は歯科医師は、「公立館林厚生病院登録医要綱」に基づき、登録を受けた者（以下「登録医」という。）とする。

(医療機器の共同利用)

第4条 登録医は、当院が保有する医療機器を共同利用することができる。

2 共同利用は、指定された書式に必要事項を記入し、地域連携室に申し込む。

3 共同利用に係る費用は、当院から患者請求または登録医への請求とする。

(共同診療病床)

第5条 診療は、登録医と当院担当医による共同診療とし、主治医は当院担当医があたる。

2 登録医の診療は、原則として当院の診療日の9時から19時までの間に行うものとするが、緊急の場合はこの限りではない。

3 診療に際しては、登録医は事前に地域連携室に連絡の上、当院担当医又は担当看護師（以下「担当医等」という）を同行して行う。

4 診療に際しては、診療時間及び診療記録を電子カルテに記載する。治療・投薬・検査等の指示は当院担当医と相談して行い、原則として直接指示は行わないものとする。

5 医療機器の利用は、当院担当医等と同行の上利用する。

(診療責任及び診療報酬)

第6条 入院中の共同診療に係る患者の治療及び管理は、別に協約書に定め、共同診療に係る患者の入院中の診療報酬は、当院に帰属するものとする。

2 登録医は、当院担当医と連携の上当院において療養上又は退院に際して必要な指導を行った場合は、開放型病院共同指導料（1）を1日につき1回算定できる。

3 登録医は、自医療機関の診療録に開放型病院において患者の指導等を行った事実を記載し、当院の診療録には登録医の指導等が行われた旨記載する。

(入退院及び紹介)

第7条 入院は、登録医が事前に当院に診療情報提供書により当院担当医の了解を得た後に行うものとする。

2 退院にあたっては、当院担当医は登録医と「退院の時期及び治療方針」を協議した上で決定し、登録医に診療情報提供書とともに逆紹介する。

(症例検討会等への参加)

第8条 登録医は、共同診療に係る患者の症例検討会や手術の見学等に参加できる。

2 登録医は、前項について当院から必要な情報の提供を受けることができる。

3 当院は、第1項の開催日程、その他必要な事項を登録医に周知するよう努める。

(診療録等の取扱)

第9条 登録医は、共同診療に係る患者の診療録について、当院内での閲覧のみとし、当院外への持ち出しはできないこととする。

(その他) 第10条 登録医に限らず当院以外の医師が、当院の依頼により当院内で医療行為を行う場合については、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

地域医療支援共同診療病床運営規程(平成23年4月1日)は廃止する。

附 則

この要項は、令和6年12月26日から施行する。

登録医療機関の名簿 (医科)

邑楽館林医療企業団 公立館林厚生病院

No.	医療機関名	開設者名	所在地	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
1	伊藤眼科医院		群馬県館林市大手町9-44	眼	無
2	うえの医院		群馬県館林市赤生田町1828-5	内・外・小児・泌・性病・皮・放	無
3	宇沢整形外科		群馬県館林市松原1-10-30	整・外・内・リハ・リウマチ	無
4	岡田整形外科クリニック		群馬県館林市朝日町6-18	整・リハ・リウマチ	無
5	小曽根整形外科		群馬県館林市松沼町29-27	整・外・内・皮・リハ	無
6	神尾内科医院		群馬県館林市緑町1-25-8	内・小児・胃腸・呼吸器・循	無
7	川島脳神経外科医院		群馬県館林市岡野町374	脳外・内・神経・リハ	無
8	川田耳鼻咽喉科医院		群馬県館林市仲町10-21	耳	無
9	川村眼科医院		群馬県館林市新宿1-2-22	眼	無
10	川村耳鼻咽喉科医院		群馬県館林市新宿1-5-38	耳	無
11	きしもと眼科		群馬県館林市楠町1937-1	眼	無
12	慶友整形外科クリニック		群馬県館林市羽附町1741	整・リハ・リウマチ・外・内・麻酔	無
13	慶友整形外科病院		群馬県館林市赤生田町2267	整・リハ・リウマチ・外・内・麻酔	無
14	県西在宅クリニック 館林		群馬県館林市新栄町1933-1	内・精神・心療内	無
15	ごが内科楡クリニック		群馬県館林市栄町10-31 1F	内・呼吸器・循・消化器・アレルギー・透析・リウマチ	無
16	後藤内科医院		群馬県館林市西本町5-23	内	無
17	こやなぎ小児科		群馬県館林市富士原町1089-1	小児	無
18	さくま内科胃腸科クリニック		群馬県館林市花山町2576-4	内・消化器・外・肛門	無
19	さくらクリニック		群馬県館林市木戸町596-5	内・整・小児・皮・循	無
20	澤田皮膚外科		群馬県館林市新宿2-4-36	皮・アレルギー・内・形成	無
21	柴田メンタルクリニック		群馬県館林市成島町219-3	精神・心療内	無
22	しんじょう整形外科クリニック		群馬県館林市富士見町15-37	整・リハ・リウマチ	無
23	新橋病院		群馬県館林市下三林町452	内・循・胃腸・呼吸器・外・心血・皮・泌・整・リハ	無
24	たけい小児科・アレルギー科		群馬県館林市北成島町牛島2745-1	小児・アレルギー科	無
25	多々良診療所		群馬県館林市西高根町44-3	内・小児・循	無
26	館林医院		群馬県館林市西本町2-7	皮	無
27	館林記念病院		群馬県館林市台宿町7-18	内・外・消化器・整・皮・眼	無
28	館林健康長寿クリニック		群馬県館林市緑町2-5	内	無
29	たてばやし心療クリニック		群馬県館林市北成島町1641-1	心療内・精神	無
30	つつじメンタルホスピタル		群馬県館林市小桑原町1505	精神・神経・内	無
31	土井レディースクリニック		群馬県館林市苗木町2599-128	産・婦・内	無
32	ハートクリニック		群馬県館林市富士見町4-23	内・循	無
33	高橋クリニック		群馬県館林市本町2-10-7	内・循・消化器	無
34	長谷川クリニック		群馬県館林市松原2-14-51	皮・内・小児	無
35	はまだクリニック		群馬県館林市赤土町119-2	内・消化器・肝臓	無
36	堀井乳腺外科クリニック		群馬県館林市北成島町2645-4	乳腺・内分泌	無
37	堀越医院		群馬県館林市北成島町513	内・小児・胃腸	無
38	松井内科医院		群馬県館林市日向町523-7	内・アレルギー・呼吸器	無
39	真中医院		群馬県館林市本町3-4-5	産・婦・内・小児	無
40	まりレディースクリニック		群馬県館林市木戸町648	婦・内	無
41	最上胃腸科外科		群馬県館林市朝日町4-1	胃腸・外・内・肛門	無
42	森下内科医院		群馬県館林市花山町16-5	循・内	無
43	横田医院		群馬県館林市大手町1-12	内・小児・アレルギー	無
44	横田胃腸科内科		群馬県館林市細内町1005-1	消化器	無
45	吉田内科クリニック		群馬県館林市楠町1182-1	内	無

当該医療機関と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみを記入すること。

登録医療機関の名簿 (医科)

邑楽館林医療企業団 公立館林厚生病院

No.	医療機関名	開設者名	所在地	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
46	館林・あだちアイケアクリニック		群馬県館林市赤生田町2329-3	眼	無
47	おがたクリニック		群馬県館林市本町2-10-7	皮・形成・美容皮・アレルギー	無
48	なるしま耳鼻咽喉科クリニック		群馬県館林市大谷町1054-3	耳	無
49	板倉耳鼻咽喉科クリニック		群馬県邑楽郡板倉町海老瀬4064-5	耳・アレルギー・小児	無
50	板倉医院		群馬県邑楽郡板倉町細谷683-1	内	無
51	いたくら内科クリニック		群馬県邑楽郡板倉町朝日野1-14-2	内・小児	無
52	井上整形外科医院		群馬県邑楽郡板倉町板倉2216	整・外・内	無
53	ふじの木整形・内科クリニック		群馬県邑楽郡板倉町飯野1405	整・内・麻酔・リウマチ・リハ	無
54	竹越医院		群馬県邑楽郡明和町新里435-1	内・小児	無
55	福田ペインクリニック		群馬県邑楽郡明和町大佐貫588-1	麻酔・内	無
56	明和セントラル病院		群馬県邑楽郡明和町中谷331-1	内・外・消内・消外・呼内・内分泌・循内・肛外	無
57	凸版グループ健康保険組合群馬センター診療所		群馬県邑楽郡明和町大輪667-1		無
58	小西医院		群馬県邑楽郡千代田町赤岩西4-5	内・小児・婦	無
59	千代田医院		群馬県邑楽郡千代田町赤岩1773-1	内・外・消化器・小児・肛門	無
60	ふじ眼科クリニック		群馬県邑楽郡千代田町萱野813-1	眼	無
61	井上医院		群馬県邑楽郡邑楽町中野213	内・外・胃腸・産婦	無
62	おうら病院		群馬県邑楽郡邑楽町篠塚3233-1	内・アレルギー・呼吸器・循・リウマチ・糖尿病・腎・消化器	無
63	かさはら内科医院		群馬県邑楽郡邑楽町中野1845-7	内・糖尿病	無
64	加藤医院		群馬県邑楽郡邑楽町光善寺275-2	循・内・外	無
65	小林内科医院		群馬県邑楽郡邑楽町篠塚1935-2	内・循・小児	無
66	田沼整形外科医院		群馬県邑楽郡邑楽町中野1043-2	整・リウマチ・リハ	無
67	田沼内科医院		群馬県邑楽郡邑楽町中野2867-3	内・小児	無
68	寺内医院		群馬県邑楽郡邑楽町赤堀1031	内・消化器	無
69	藤原医院		群馬県邑楽郡邑楽町明野30-6	内・胃腸・小児	無
70	日清紡プレーキ株式会社館林事業所付属病院		群馬県邑楽郡邑楽町赤堀1503		無
71	阿部医院		群馬県邑楽郡大泉町吉田2994	内・小児・消化器	無
72	新井内科クリニック		群馬県邑楽郡大泉町仙石4-40-9	内・消化器内・肝内・循・呼吸器・アレルギー	無
73	佐々木皮膚科クリニック		群馬県邑楽郡大泉町富士2-4-20	皮	無
74	小児科おぎわらクリニック		群馬県邑楽郡大泉町坂田4-23-10	小児・内科・心療内科	無
75	鈴木眼科医院		群馬県邑楽町大泉町西小泉1-25-5	眼	無
76	高木整形外科		群馬県邑楽郡大泉町いずみ2-1-1	整・リウマチ・リハ・内	無
77	たなか医院		群馬県邑楽郡大泉町住吉55-16	内・循	無
78	蜂谷病院		群馬県邑楽郡大泉町朝日4-11-1	外・内・整	無
79	富士クリニック ペインクリニック		群馬県邑楽郡大泉町富士3-13-8	麻酔・内・循・リハ・漢方	無
80	ましも内科・胃腸科		群馬県大泉町城之内1-4-1	内・胃腸消化器	無
81	大泉町泌尿器科内科		群馬県邑楽郡大泉町坂田988-2	内・泌	無
82	三浦医院		群馬県邑楽郡大泉町北小泉3-11-6	内・外・麻酔	無
83	みづほクリニック		群馬県邑楽郡大泉町西小泉5-9-22 1F	内・神内・循	無
84	湯沢医院		群馬県邑楽郡大泉町西小泉2-5-15	内・外・脳外・脳内	無
85	有坂医院		群馬県太田市龍舞町2072	内・呼吸器・消化器・胃腸・循・アレルギー・小児・神経内・皮・放	無
86	耳鼻咽喉科 みなみ医院		群馬県太田市飯田町817-1	耳	無
87	野口皮膚科医院		群馬県太田市飯塚町704-1	皮・形成・小児	無
88	服部えびすさまクリニック		群馬県太田市飯塚町985-1	内・神経内・消化器内・小児	無
89	さわのクリニック		群馬県太田市牛沢町1086-1	内・内分泌	無
90	関口医院		群馬県太田市牛沢町179	内・消化器・小児	無
91	太田記念病院		群馬県太田市大島町455-1	内・外・泌・産婦・小児・皮・眼・耳・リハ・他	無

当該医療機関と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみを記入すること。

登録医療機関の名簿（医科）

邑楽館林医療企業団 公立館林厚生病院

No.	医療機関名	開設者名	所在地	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
92	平原内科・消化器科		群馬県太田市小舞木町226	内・消化器・小児	無
93	まえはら耳鼻咽喉科クリニック		群馬県太田市下小林町192-1	耳	無
94	ふくだ耳鼻咽喉科クリニック		群馬県太田市下小林町534-3 メディカルポート太田	耳・アレルギー	無
95	谷口クリニック		群馬県太田市城西町765-15	内・循	無
96	山口医院		群馬県太田市台之郷町257	産婦・内・小児	無
97	小暮整形外科		群馬県太田市高林北町1968-1	整・リウマチ・リハ	無
98	群馬県立がんセンター		群馬県太田市高林西町617-1	消化器内・血液内・呼内・消化器外・乳腺・呼外・他	無
99	三枚橋病院		群馬県太田市長手町1744	神経・精神	無
100	成田医院		群馬県太田市東本町12-17	内・外・産婦・小児	無
101	星野内科胃腸科医院		群馬県太田市東矢島町776-5	内・胃腸・小児	無
102	みのわクリニック		群馬県太田市由良町93-3	内・脳外・小児	無
103	佐藤耳鼻咽喉科医院		群馬県太田市飯塚町92-1	耳	無
104	あいファミリークリニック太田		群馬県太田市只上町364-1	内・小・整・皮	無
105	イムス太田中央総合病院		群馬県太田市東今泉町875-1	内・外・泌・婦人・小児・整・眼・脳・他	無
106	あい太田クリニック		群馬県太田市新井町578-3	内・外	無
107	大川眼科		群馬県太田市下小林町56-6	眼	無
108	本島総合病院		群馬県太田市西本町3-8	内・外・小児・脳・他	無
109	城山病院		群馬県太田市飯塚町1	内・外・整・心外・消・胃腸・循・脳・他	無
110	富士ヶ丘病院		群馬県太田市熊野町38-81	内・麻・リハ	無
111	宏愛会第一病院		群馬県太田市六十石町99-63	内・外・消内・消外・泌・整・リハ	無
112	はりがや眼科		群馬県太田市小舞木町423	眼	無
113	太田糖尿病クリニック		群馬県太田市南矢島907-1	内・腎内・糖内・人工透析内	無
114	あおぞら リウマチ科クリニック		群馬県太田市新道町37-3	内・リウマチ	無

当該医療機関と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみを記入すること。

登録医療機関の名簿 (歯科)

邑楽館林医療企業団 公立館林厚生病院

No.	医療機関名	開設者名	所在地	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
1	あいば歯科		群馬県館林市日向町1049-2	歯科	無
2	石井歯科医院		群馬県館林市北成島町2544-110	歯科	無
3	いしいひでき歯科クリニック		群馬県館林市東美園町21-1	歯科	無
4	岩崎歯科医院		群馬県館林市本町4-9-41	歯科	無
5	岩崎歯科クリニック		群馬県館林市松原町1-20-10	歯科・小児歯科・矯正歯科	無
6	上野医院歯科診療所		群馬県館林市赤生田町2135	歯科	無
7	おおいし歯科医院		群馬県館林市本町2-7-23	歯科	無
8	大沼歯科クリニック		群馬県館林市栄町22-21	歯科	無
9	岡田歯科医院		群馬県館林市大街道1-12-12	歯科	無
10	兼原歯科医院		群馬県館林市本町1-1-19	歯科	無
11	コスモス歯科		群馬県館林市大手町5-26	歯科	無
12	斉藤歯科医院		群馬県館林市花山町3311	歯科	無
13	坂村歯科医院		群馬県館林市大手町3-5	歯科	無
14	長塩歯科医院		群馬県館林市小桑原町841-8	歯科	無
15	なかせ歯科医院		群馬県館林市富士原町874-1	歯科	無
16	根本歯科・矯正歯科医院		群馬県館林市高根町字山神裏1750	歯科・矯正歯科	無
17	はら歯科医院		群馬県館林市日向町1711-8	歯科	無
18	ひだまり歯科医院		群馬県館林市松原1-6-16	歯科	無
19	ほりこし歯科クリニック		群馬県館林市北成島町3176-1	歯科	無
20	ますみこども歯科医院		群馬県館林市若宮町2440-3	歯科・小児歯科	無
21	まちだ歯科医院		群馬県館林市坂下町3067-6	歯科・小児歯科	無
22	まつもと歯科医院		群馬県館林市青柳町1055-1	歯科	無
23	松本歯科医院		群馬県館林市楠町1978-3	歯科・小児歯科・口腔外科	無
24	三林岡田歯科医院		群馬県館林市下三林町279	歯科	無
25	みやげ歯科医院		群馬県館林市大手町9-41	歯科・小児歯科	無
26	村田歯科医院		群馬県館林市朝日町21-27	歯科	無
27	森田歯科医院		群馬県館林市緑町1-6-19	歯科	無
28	横田歯科クリニック		群馬県館林市細内町843-1	歯科・小児歯科	無
29	あおぞら歯科		群馬県館林市下三林町432-5	歯科	無
30	石山歯科医院		群馬県邑楽郡板倉町岩田2385-1	歯科	無
31	橋本歯科医院		群馬県邑楽郡板倉町岩田1326	歯科	無
32	増田歯科医院		群馬県邑楽郡板倉町海老瀬4073-1	歯科・小児歯科・口腔外科・矯正歯科	無
33	北村歯科医院		群馬県邑楽郡板倉町板倉754-1	歯科・矯正歯科	無
34	きむら歯科医院		群馬県邑楽郡板倉町飯野1488-2	歯科・矯正歯科	無
35	村井デンタルクリニック		群馬県邑楽郡板倉町朝日町3-9-4	歯科・小児歯科・口腔外科・矯正歯科	無
36	かわまた駅ビル歯科医院		群馬県邑楽郡明和町中谷124 ミコズビル 2F	歯科・小児歯科・口腔外科	無
37	博愛歯科医院		群馬県邑楽郡明和町中谷116-1	歯科	無
38	荒木歯科医院		群馬県邑楽郡千代田町鍋谷252-3	歯科・小児歯科	無
39	ちよだの森歯科診療所		群馬県邑楽郡千代田町赤岩1729-1	歯科・小児歯科・口腔外科・矯正歯科	無

当該医療機関と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみを記入すること。

登録医療機関の名簿 (歯科)

邑楽館林医療企業団 公立館林厚生病院

No.	医療機関名	開設者名	所在地	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
40	野本歯科クリニック		群馬県邑楽郡千代田町萱野1235-5	歯科・小児歯科	無
41	ふくだ歯科医院・小児・矯正歯科		群馬県邑楽郡千代田町赤岩1043	歯科	無
42	邑楽浅沼歯科医院		群馬県邑楽郡邑楽町狸塚428	歯科	無
43	大塚歯科クリニック		群馬県邑楽郡邑楽町中野5163-3	歯科	無
44	黒瀬歯科医院		群馬県邑楽郡邑楽町中野1059-3	歯科・小児歯科・矯正歯科	無
45	小島歯科医院		群馬県邑楽郡邑楽町篠塚1281	歯科	無
46	デンタルクリニックこじま		群馬県邑楽郡邑楽町中野3737	歯科	無
47	山川歯科クリニック		群馬県邑楽郡邑楽町赤堀3823-2	歯科	無
48	やまもと歯科医院		群馬県邑楽郡邑楽町篠塚2561-1	歯科	無
49	るか歯科医院		群馬県邑楽郡邑楽町中野2901-5	歯科	無
50	りんごデンタルクリニック		群馬県邑楽郡邑楽町篠塚1600-2	歯科	無
51	かみふさ歯科診療所		群馬県邑楽郡大泉町坂田266	歯科・小児歯科	無
52	久保田歯科		群馬県邑楽郡大泉町朝日2-1-24	歯科	無
53	小西歯科医院		群馬県邑楽郡大泉町吉田2063	歯科	無
54	斉藤歯科医院		群馬県邑楽郡大泉城之内1-9-1	歯科	無
55	齋藤歯科クリニック		群馬県邑楽郡大泉町東小泉2-10-1	歯科	無
56	高志歯科医院		群馬県邑楽郡大泉町仙石4-40-20	歯科・小児歯科	無
57	仁木歯科クリニック		群馬県邑楽郡大泉町北小泉3-4-5	歯科・小児歯科・口腔外科	無
58	平沢歯科医院		群馬県邑楽郡大泉町富士3-12-13	歯科	無
59	森田歯科医院		群馬県邑楽郡大泉町住吉54-13	歯科	無
60	いいだ歯科医院		群馬県太田市新田木崎町83	歯科	無
61	かなや歯科クリニック		群馬県太田市高林東町1329-1	歯科	無
62	長谷川歯科医院		群馬県太田市由良町294-1	歯科・小児歯科・口腔外科・矯正歯科	無
63	ヒデ・デンタルクリニック		群馬県太田市台之郷町254-1	歯科	無

当該医療機関と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみを記入すること。

研修指導者名簿

別紙4

公立館林厚生病院

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
	医師	内科・循環器内科	企業長	41	
	医師	脳神経外科	院長	36	
	医師	外科	副院長	30	
	医師	麻酔科	副院長	35	
	医師	内科・循環器内科	診療科部長	24	
	医師	内科・循環器内科	診療科部長	24	
	医師	内科・循環器内科	医療部長	23	
	医師	内科・呼吸器内科	診療科部長	23	
	医師	内科・呼吸器内科	医長	7	
	医師	内科・血液・腫瘍内科	診療科部長	19	
	医師	内科・消化器内科	診療科部長	22	
	医師	内科・消化器内科	診療科部長	22	
	医師	内科・消化器内科	医長	11	
	医師	内視鏡内科	診療科部長	35	
	医師	内科	診療科部長	40	
	医師	内科	診療科部長	32	
	医師	内科	医長	11	
	医師	内科・循環器内科	診療科部長	28	
	医師	内科・循環器内科	診療科副部長	23	
	医師	内科・循環器内科	診療科部長	20	
	医師	小児科	診療科部長	24	
	医師	外科	診療科部長	30	
	医師	外科	診療科部長	29	
	医師	外科	診療科部長	27	
	医師	乳腺外科	医長	8	
	医師	呼吸器外科	診療科部長	30	
	医師	脳神経外科	診療科副部長	18	
	医師	脳神経外科	医長	9	

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経過年数	特記事項
	医師	整形外科	診療科部長	19	
	医師	泌尿器科	診療科部長	33	教育責任者(プログラム責任者)
	医師	泌尿器科	診療科部長	26	
	医師	産婦人科	診療科部長	27	
	医師	耳鼻咽喉科	診療科部長	26	
	医師	皮膚科	診療科部長	29	
	医師	麻酔科	診療科部長	26	
	医師	放射線治療科	診療科部長	29	
	医師	放射線治療科	診療科副部長	18	
	医師	放射線診断科	医長	12	
	医師	救急科	医長	8	

公立館林厚生病院診療情報開示事務処理要領

1 趣旨

この要領は、公立館林厚生病院診療情報開示に関する規程（令和4年4月1日施行）に基づき、公立館林厚生病院における診療情報の開示に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

2 開示申請の受付

- (1) 診療諸記録の開示を申請する者は、医事課受付窓口にて診療情報開示申請書（様式第1号）を提出する。
- (2) 医事課長は、開示申請書が提出された場合、開示申請者が本人又は法定代理人であるかについて、戸籍謄本（抄本）・運転免許証・その他身分を証明する書類などの提示を受け、確認のうえ受理する。
- (3) 医事課長は、患者本人が判断能力に疑義ある場合、若しくは患者本人が死亡した場合において、親族等より開示申請書が提出された時は、患者本人との続柄を確認し、前号の規定により身分を確認のうえ受理する。

3 開示の決定

- (1) 医事課長は、開示申請書を主治医若しくは担当科の長に開示申請書を回付する。
- (2) 主治医若しくは担当科の長は、開示申請書に意見を添えて院長の決裁を受ける。
- (3) 院長は開示の可否について、申請者に診療情報開示決定通知書（様式第2号）を送付するとともに、主治医若しくは担当科の長にその旨連絡する。
- (4) 開示の判断については、申請後15日以内とする。ただし、特別な理由により期限内に開示の判断ができないときは、その期間を延長することができる。この場合は、申請者にその旨通知する。

4 開示の方法

- (1) 開示する場合は、前記2(2)に準じて本人又は法定代理人であるかについて、確認するものとする。
- (2) 患者本人が判断能力に疑義ある場合若しくは死亡した場合は、前記2(3)に準じて確認するものとする。
- (3) 開示は閲覧を原則とする。

謄写等による閲覧を希望する場合は、個人情報の秘密の保持の観点から、開示請求者に自己責任を明確に促す。この場合誓約書等の提出を求めることができる。

なお、別途定める謄写等に係る実費を徴収する。

5 書類の保管

開示に関する、診療諸記録開示申請書（様式第1号）及び診療諸記録開示決定通知書（様式第2号）の写しの保管は、医事課が担当する。

ただし、保存年限は10年とする。

6 その他

この要領に定めのない事項については、院長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成15年9月1日から施行する。

2 診療情報開示事務処理要領（平成12年1月1日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。